

医第2999号
高第2164号
令和2年3月10日

市川市内 通所介護事業所 管理者 様
通所リハビリテーション事業所 管理者 様

千葉県健康福祉部長
(公印省略)

市川市内の通所介護事業所等におけるサービス利用調整等の検討
及び感染症予防対策の確認について (依頼)

現在、市川市内では、新型コロナウイルス感染症による患者の発生が確認されており、この度、通所介護事業所内において職員から利用者への感染が疑われる事例が確認されたところです。

新型コロナウイルス感染症は高齢者が重症化しやすいとされていることから、今後、通所介護事業所等における患者が増加した場合には、国の通知に基づき、高齢者への感染拡大を防止するためサービス提供の縮小や、さらに拡大する場合には休業を要請することも考えられます。

については、別紙1の例示等を参考に、利用者やその家族、居宅介護支援事業所等と相談の上、対応期間を概ね2週間程度と見込み、サービスの利用調整や代替サービスの確保等について、あらかじめ検討していただくようお願いします。

また、日常業務における感染症拡大防止のためには、外部からの新型コロナウイルスの侵入を防ぐことが重要であることから、別紙2チェックリストに沿って確認し、更なる感染症防止対策の強化をお願いします。

おって、現在の感染症予防対策等について、別紙2に記載の上、令和2年3月12日までに、メール又はFAXにより提出願います。

(問い合わせ・提出先)

健康福祉部 高齢福祉課 介護事業者指導班

電話：043-223-2386

FAX：043-227-0050

E-mail：kaigojigyoku@mz.pref.chiba.lg.jp

健康福祉部 医療整備課 法人指導班

電話：043-223-3878

別紙 1

サービス提供の縮小に備えたサービス利用の調整の準備の事例 (2週間程度の期間を想定した取組)

1 利用者の状況の把握

- ・利用者の体調、家庭環境、緊急連絡先等を把握する。

2 サービス利用調整の検討

- ・利用者ごとの対応を検討する。(通所介護事業所職員による訪問、他事業所の利用や訪問介護への振り替え、利用回数の削減、介護度の高い利用者を優先、入浴・食事の提供の中止、利用の休止など)

3 家族への説明

- ・サービス内容に変更があり得ることを、利用者家族に対し、個別に丁寧に説明する。

4 居宅介護支援事業所との協議

- ・サービス提供の縮小や休業となった場合を想定して、サービスの必要性等について、居宅介護支援事業所と具体的に協議する。